

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2005年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 21世紀社会デザイン 研究科 比較組織ネットワーク 専攻		
指導教員	所属・職名		氏 名
	21世紀社会デザイン研究科・教授		北山 晴一 印
自然・人文の別	自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名
研究課題名	特別な教育的ニーズを持った子どもたちに対する、教育プロセスの標準化についての考察		
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏 名
	21世紀社会デザイン研究科 比較組織ネットワーク専攻2年		堀田 隆佳 印
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏 名
研究期間	2005 年度		
研究経費	200 千円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の主たる目的は、LD（学習障害）／ADHD など、生まれつきの特徴によって教育成果や本人の能力を伸ばすために特別な配慮を必要としている児童・生徒に対して、そのニーズを的確に把握し能力に応じた教育を行なうためのプロセスを構築するためにある。

具体的には、英国及び現在日本国内で行なわれている様々な先行事例を参考にしつつ、そのプロセスの可視化と分析を行うことにより、それぞれの学校の特徴や自治体の制度を生かしつつ、特別なニーズをもった児童・生徒たちに特別な配慮がなされるような、最適な指針やプロセスの流れを明示し標準化することにある。

本研究において、標準化の指針が明示することが出来れば、今後教育効果の向上が見込めます。また、新たなシステムを設計することにおいては、経営管理・品質管理のプロセスの可視化手法を参考に考えており、学際的な研究になると考えている。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[インクルージブ教育] [特別支援教育] [軽度発達障害]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

英国及びスウェーデンにおける、ディスレクシアをはじめとする LD・ADHD・自閉症児などにたいするサポートの現状の視察を行なった。

1) 大学レベルのサポートについて

英国においては、ほとんどの大学でテスト時間の延長やノートテイカーなど何らかのサポートが行なわれておりそのサポート方法と関連の法律について非常に参考になるものがあった。

日本においては、現在国が主導で小学校・中学校に関してのサポートを行なっているが、法律なども主導して大学や就学後のレベルまでサポートが行なわれている。

また、個人が必要なサポート情報やサポート方法は適正な方法で個人情報を守りつつ、進学先や就労先に連携されている。また、日本と違い私立学校でも適切な国と同様なサポートが行なわれているのが特徴的であった。その情報交換方法は大変な参考になると思う。

情報交換は、Association of DYSLEXIA SPECIALIST in Higher Education (高等教育におけるディスレクシア支援専門家連携組織) などで、広く情報交換されており日本にも同種のサポート組織の設立は求められるものである。

2) 英国での雇用政策について

英国のハローワークに当たる組織、Access to WORK では、ディスレクシアなどの障害をもった人々のためのサポート組織があり、必要なソフトウェアや特殊な入力デバイスの提供やそのための必要な資金や人材のサポートなどを行なっている。

また、ディスレクシアなどの人々が仕事をし、社会に参加することが、社会にとって双方に利益になると考え、雇用者への支援と被雇用者への支援両面から支援をしている。

支援の内容は様々であるが、特にディスレクシアについて意識改革を行なっていることが注目できた。

その影響か、消防署員などディスレクシアを持っているほうが有利なのではないか? と考えられる職種なども増え始め、社会参加のための土壌は広がっている。

3) 日本におけるサポートについて

特徴的なサポートといえば港区におけるサポートが挙げられる

港区は、2006 年度から学習支援員制度を実施することになり、そのための準備委員会を開き私もその委員会に参加することが出来ました。

特に、英国の例を参考にしており将来的には学校の中に教員以外の支援員が参加することになる。

2005 年 12 月現在、2 度の支援員養成を行なっていて合計 40 名近くの支援員が誕生する目論見になっている。

今後港区に派遣されるに当たり、支援員と教員との連携を中心として、ディスレクシアなどの判定をする医師、心理的なサポートをする臨床心理士、保護者や地域住民との連携も視野にいれサポートシステムを構築しつつある。

本研究の一部として、このサービスが始まるにあたり以下に連携がスムーズに行なわれ、ディスレクシアなどの学業の成績と本人の能力のギャップの激しい子どもたちに対する評価やサポートにかんする、従来は教員だけがもっていた知識『暗黙知』を如何に『共有知』へと展開させてゆけるかに注目している。

現状では、スタートしてまもなくお互いの知識の共有をして、その上でのコーディネーターのヒューマンパワーにおけるところが多いが、今後様々な地域で同様なサポートを実践するに当たり如何に共有化をするかという課題には、英国の法制度やサポートのあり方が非常に参考になるだろうと思われる。

今後の港区の実践状況を見守りつつ、日本的な優れたシステムが構築される期待も持っている。

研究成果の概要 つづき

※ この(様式 2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式)を添付すること。